

## 5. 年金と医療

5-6

後期高齢者医療の保険料って、どのように決まるの？

後期高齢者医療の保険料は、「所得割額」と「均等割額」を合計し、個人単位により計算されます。

年間保険料額

=

均等割額

+

所得割額

「均等割額」とは、被保険者全員で均等にご負担いただく分です。

「所得割額」とは、被保険者の所得に応じてご負担いただく分です。

災害により住宅や家財に著しい損害を受けた場合など、保険料の納付が困難な方は、保険料の減免が認められることがあります。減免には申請が必要になります。

詳しくは区役所保険年金課または支所区民福祉課までお問い合わせください。

お問合せ先

西区役所 保険年金課 保険係

TEL.(052)572-4544 FAX.(052)523-4559

山田支所 区民福祉課 保険係

TEL.(052)501-4935